

フレックス工期による契約方式の実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共事業の円滑な施工を確保することを目的に、発注者が定めるフレックス工期の期間で、受注者が実工事期間を柔軟に設定できる契約方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 工事開始期限日 発注者が定める工事開始の期限となる日
- (2) 工事完成期限日 発注者が定める工事完成の期限となる日
- (3) 実工事期間 発注者が算定する工期（標準工期等）で工事開始期限日から工事完成期限日までの期間
- (4) フレックス工期基準日 発注者が定めるフレックス工期の開始日
- (5) フレックス工期 フレックス工期基準日から工事完成期限日までの期間
- (6) 契約工期の始期日 受注者が定める工事開始日
- (7) 契約工期の終期日 受注者が定める工事完成日
- (8) 契約工期 契約工期の始期日から契約工期の終期日までの期間

(対象工事)

第3条 フレックス工期による契約方式とすることができるのは、次の各号の全てに該当する工事とする。

- (1) 緊急性のないこと。
- (2) 供用開始に影響がないこと。
- (3) 関連する工事等の進捗に影響を与えないこと。
- (4) ゼロ市債案件でないこと。

(フレックス工期の決定)

第4条 発注者は、次の各項により工事開始期限日、実工事期間及び工事完成期限日を含めフレックス工期を決定する。

- 2 工事開始期限日は、フレックス工期基準日から90日を超えない範囲とする。
- 3 実工事期間は、発注者が算定する工期（標準工期等）から当該工事を実施するために必要となる期間とする。
- 4 工事完成期限日は、工事開始期限日及び実工事期間を基に定める。

(工事費の積算)

第5条 工事費の積算は、実工事期間を基に行うものとし、実工事期間を超えた期間に係る計算上の割増しは行わない。

(経費の負担)

第6条 フレックス工期に基づく契約により増加する経費は、受注者が負担する。

(契約工期の設定)

第7条 受注者は、フレックス工期基準日から工事開始期限日以前の任意の日を契約工期の始期日、工事完成期限日以前の任意の日を契約工期の終期日に設定し、契約工期とする。なお、契約工期の設定は、工事を実施するために要する準備及び後片づけ期間並びに休日の確保など適正な工期確保を基本とする。

2 受注者は、契約締結後において、建設資機材や労働者等の確保のため工事全体の工程を見直す必要が生じた場合は、工事完成期限日までは書面により工期の延長を請求することができる。

(技術者等の配置)

第8条 受注者は、契約工期の始期日の前日までは、現場代理人及び監理技術者等の配置を要しない。

(関係書類の提出時期等)

第9条 受注者は、契約工期の始期日の前日までに現場代理人等指定通知書及び工程表を提出しなければならない。

(前金払の取扱い)

第10条 受注者は、契約工期内において、前払金を請求できる。

(契約工期の始期日までの現場管理)

第11条 契約工期の始期日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うものとし、受注者は資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならない。

(入札公告等の記載)

第12条 フレックス工期により実施する一般競争入札の入札公告及び指名競争入札による指名通知書は「別記様式」による。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に起工する工事から適用する。

別記様式（第12条関係）

※ 条件付き一般競争入札の場合

【入札公告】

次のとおり記載すること。

1 条件付き一般競争入札に付する事項

(4) 工期 本工事は、フレックス工期による工事である。

年 月 日から 年 月 日までの期間内で
落札者が申し出た期間を契約工期とし、工事開始期限日の
年 月 日までを工事始期日とする。

14 その他

(9) この工事は、フレックス工期による工事のため、次のことに留意すること。

ア 落札者が設定した契約工期に基づく契約により増加する経費は、落札者の負担とする。

イ 前払金を請求できる時期は、契約書で定めた工期内とする。

ウ 契約工期の始期日の前日までは、当該工事現場の管理は市の責任において行う。

エ 契約工期の始期日の前日までは、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を
含め、工事に着手してはならない。

オ 契約工期の始期日の前日までは、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要さない。

※ 指名競争入札の場合

【指名通知書】

「備考」に追記すること。

- ・本工事は、フレックス工期による工事です。
- ・工期は、年 月 日 から 年 月 日までの期間内で、落札者が申し出た期間を契約工期とし、工事開始期限日の年 月 日までを工事始期日とします。
- ・落札者が設定した契約工期に基づく契約により増加する経費は、落札者の負担とします。
- ・前払金を請求できる時期は、契約書で定めた工期内となります。ただし、ゼロ市債案件等はこの限りではありません。
- ・契約工期の始期日の前日までは、当該工事現場の管理は市の責任において行います。
- ・契約工期の始期日の前日までは、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはなりません。
- ・契約工期の始期日の前日までは、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しません。